



特集

魅力ある建設産業へ



国土交通 (148号) 目次

特集

魅力ある建設産業へ

建設産業の10年後を見据え

「制度インフラ」を再構築

3

一般財団法人建設業振興基金 内田俊一理事長に聞く

10年後も地域に欠かせない建設業

活力と魅力の向上を目指し担い手の確保・育成を支援

6

環境整備・意識改革・生産性向上による

働き方改革で「喜び」の実現を目指す

8

復旧・復興事業が終わった後の

宮城県の建設産業を見据える

10

「業務密着ルポシリーズ 現場力 FILE49」

北陸地方整備局 新潟港湾空港技術調査事務所

12

「もっと知りたい!! VOL.11」

港や海岸の波や流れを正確に再現

日本最大級の水理実験施設

16

「シリーズ探訪・探求 訪れたいまち 第45回」

徳島県三好市

18

「MLIT TOPICS」

宅配便の再配達削減に向けた取り組み

22

表紙の写真

2019年完成予定の東京音楽大学新キャンパス
(戸田建設株式会社施工)

CONTENTS

総論

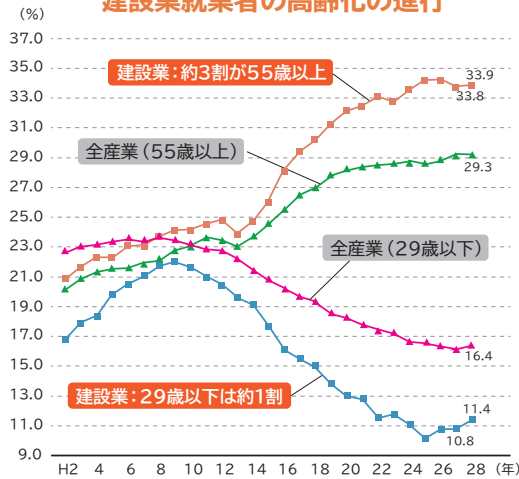
建設産業の10年後を見据え 「制度インフラ」を再構築

道路や河川、港湾などのさまざまなインフラや建築物の建造・整備を通じて、社会や経済を支える建設産業。29業種もある建設業の従事者や、建築士、建設コンサルタントなど、さまざまな人々が連携し建設産業を支えています。そうした従事者が生き生きと働き、また今後も活気ある産業であるために、将来を見据えた新しい制度づくりが進められています。

将来の建設産業界の課題を見据え 「建設産業政策会議」を設置

建設産業はインフラや住宅などの建設・整備はもちろん、災害時の復旧・復興の担い手として、また都市再生や地域活性化といった課題解決にも重要な役割を担っています。しかし、少子高齢化による生産年齢人口の減少が進む中、建設産業においても、高齢者の大量離職が見込まれ、将来の担い手不足が懸念されています。建設業就業者のうち29歳以下が占める割合は約11%で、55歳以上が約34%を占めるなど他の産業に比べて高齢化の進行が早く、新規入職者の確保・育成が喫緊の課題です。この背景には平成4年度（1992年度）をピーク

建設業就業者の高齢化の進行

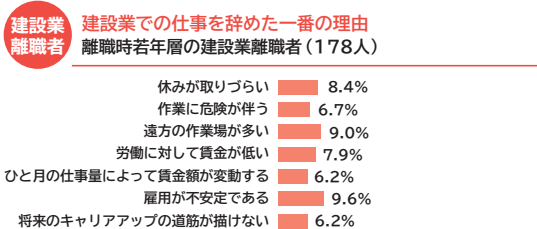
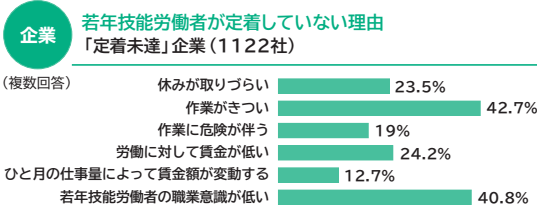


出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

制度インフラ
政策目標を達成するための基盤となる制度や社会的システム

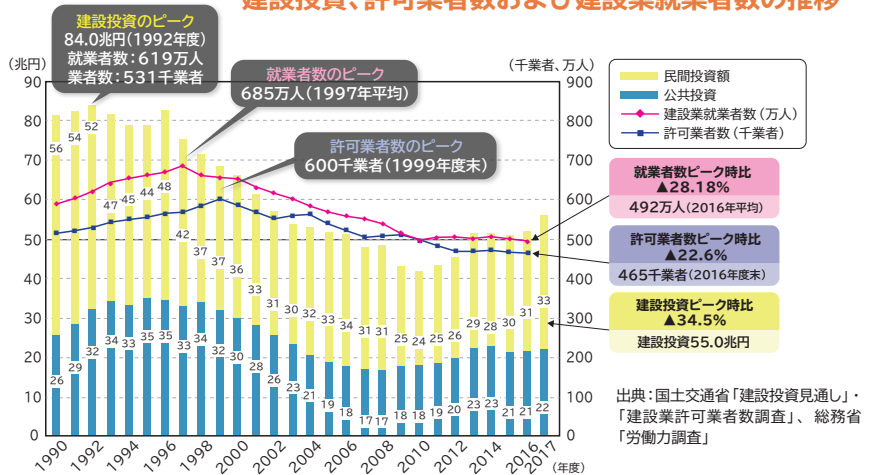
とする建設投資の縮小があり、特に、公共事業の割合が高い地方部において大きな影響を受けています。一方、東日本大震災などにおける応急復旧や復興工事により建設産業の重要性が再認識され、既存インフラの老朽化に伴う対策、そして将来に向けた「超スマート社会」への対応など、建設産業が担う役割が見直されてきています。また、海外建設市場への進出や技術を生かした環境・福祉などの新分野への事業拡大などにより活躍の場も広がりました。

若手の技能労働者が定着しない主な理由



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査(平成24年度)」より抜粋

建設投資、許可業者数および建設業就業者数の推移



注1 投資額については2014年度まで実績、2015年度・2016年度は見込み、2017年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口を過及推計した値

そうした役割を担い、建設産業が発展するためには、次世代を担う若者の就業を中心に高齢者や女性なども含めた「働く人の確保と活躍」が必要であり、「現場力の維持」を図ることが重要です。これらの実現には、個々の企業も含めた発注者や地域など、業界全体での連携が力ギとなります。

そこで国土交通省では、平成28年10月に「建設産業政策会議」を立ち上げ、建設産業の活力の源泉である「現場力」の維持を目的とする、法制度や建設産業関連制度の基本的な枠組みの見直しについて議論や検討を行ってきました。平成29年1月からは、より専門的に議論を深めるべく「法制度・許可」「企業評価」「地域建設業」の各ワーキンググループを立ち上げ、多くの議論を重ねてきました。これらの議論を踏まえ、建設産業が将来継続して発展するためには、より魅力ある職場・業界としての制度インフラの再構築が必要とし、「建設産業政策2017+10」若い人たちに明日の建設産業を語ろう」と題した報告書を同年7月に取りまとめました。この副題には「10年後を担う若者に対し、建設産業の魅力を創出し伝えること」への強い思いが込められています。その柱となる4つの取り組みについて紹介します。

取り組み1

担い手不足の解消に向け「働き方改革」を促進

建設産業の発展を牽引し、産業価値の源泉である「現場力」を維持するためには、第一に将来の担い手確保を意識した「働き方改革」が

必要です。ワークライフバランスが重視される昨今にあつて、賃金水準の向上や長時間労働の是正、週休二日の確保など就業環境の改善が必須課題となつています。この5年間で建設業男性全労働者の年間賃金総支給額は約15%上昇し全産業の水準を上回り、業界団体を中心に週休二日実現のための行動計画が策定されるなど、業界そのものの意識が大きく変わりつつあります。その流れを加速し、建設産業全体に浸透させるためには、行政も仕組みや制度づくりで支援をしていく必要があります。

こうした課題認識のもと、長時間労働の是正に向け、平成29年3月に策定された働き方改革実行計画に基づき立ち上げた関係省庁連絡会議において、受発注者双方の適切な工期設定に対する認識醸成を目的に同年8月に「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定しました。また、建設産業政策会議のとりまとめに基づき、経営事項審査[※]において社会保険未加入企業への減点措置の厳格化の決定など、働きやすい環境づくりを意図した取り組みを行っています。

さらに、個々の技能者の保有資格や就業履歴を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」を構築します。このシステム

建設業男性全労働者の年間賃金総支給額

	2012年	2016年	上昇率
建設業男性全労働者	4,831.7	5,553.2	14.9%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,516.5	2.3%
全産業男性全労働者	5,296.8	5,494.3	3.7%

(単位：千円)
年間賃金総支給額
＝決まって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額
参考：賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)

建設キャリアアップシステムを活用した技能者の能力評価(イメージ)

※カードのカラーはイメージ

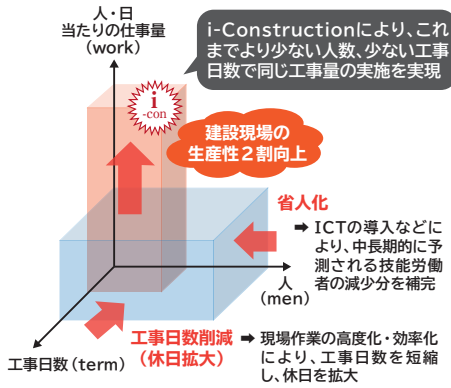
評価基準に合わせてカードを色分け

- レベル1** 目安：見習い技能者
- レベル2** 目安：中堅技能者
- レベル3** 目安：職長・熟練技能者
- レベル4** 目安：登録基幹技能者 上級職長

建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し個別に配布されるキャリアアップカードを、レベルに応じて色分けする

ムに蓄積されるデータを活用し、技能者の能力評価を行うことで、レベルに応じて色分けした「キャリアアップカード」を発行するなど、現場の施工力やキャリアパスなどの可視化も可能になります。個々の技能者が技能や経験に応じた評価や処遇が受けられる環境を整備することにより、今以上に仕事に誇りを持ち、キャリア形成や技能の研さんへとつながることを期待しています。また、技能者を雇用する専門工事企業の評価にも連動させ、良い職人を抱え、育てる企業が選ばれる環境を整備することにより、処遇改善や人材投資を生み出す好循環を作り上げたいと考えています。現在、平成30年秋からの運用開始に向けて、システムの開発を進めるとともに、運用開始後5年で全ての技能者・事業者の登録を目指して、業界全体で普及・利用促進の取り組みを展開していきます。

生産性向上のイメージ



(例) 測量の場合



人口減少や高齢化が進む中でも、建設業がインフラの整備や国土保全などを担っていくために、また、働き方改革による賃金水準の向上や就業時間の短縮などを実現するためにも、生産性向上は必須事項といえます。

そこで国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査など建設生産プロセスの全工程で、ICT（情報通信技術）などを活用する「i-Construction（アイコンストラクション）」を推進し、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目標としています。具体的には、ドローンなどを用いた三次元測量やICT建機による施工などにより起工測量から完成検査までの、のべ作業時間の短縮などに取り組んでいます。また、ICTデータの活用を促進するべく「三次元データ共有プラットフォーム」の構築・整備にも取り組んでいます。

取り組み2

i-Constructionで効率的な生産性向上を目指す

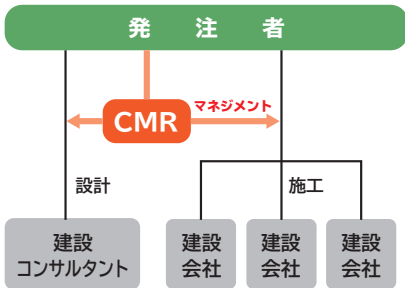
取り組み3

社会の変化に応じた良質な建設サービスを提供できる制度づくり

建設産業を取り巻く環境が変化する中、継続的に品質を担保していくためには、変化に対応した制度の整備を早急に行う必要があります。設計や発注に係る発注者の事務を補助することを目的とした「CM（コンストラクション・マネジメント）方式」に関する制度づくりもその一つです。地方公共団体は、土木・建築の職員が減少し今後発注体制が十分に確保できなくなる懸念があります。また、マンションの大規模修繕や住宅建築などにおける個人発注者については、建設工事の発注のノウハウを有していないため、発注にあたってトラブルに巻き込まれるおそれもあり、CM方式により安心して工事発注しやすいように環境整備を進めています。近年では工場で製造したパーツを工事現場で組み合わせる施工も増えていることから、施工品質に直結する設計や工場製品の品質向上のための制度づくりや、不具合に対する再発防止策の検討も進められています。

CM方式の類型例（ピュア型CM）

CMR（コンストラクション・マネージャー）が、設計・発注・施工の各段階において、マネジメント業務を行う方式



取り組み4

地域の守り手として多様な連携強化を支援

少子高齢化による建設産業の将来の担い手不足は、地方部でより顕著となる傾向にあり、経営的にも厳しい状況にあります。そうした地域の建設事業者が存続し、災害時対応などでも重要な役割を果たしていくためには、これまで以上に地方公共団体や他の産業との連携を深めていくことが重要です。そこで、地域の守り手である建設事業者を支援し地域連携を促進するために、平成29年7月に経営事項審査の制度改正を実施し、防災活動への貢献や建機の保有状況に対する加点方法の見直しを行っています。

※経営事項審査

建設業法第27条の23に規定されている、経営に関する客観的事項についての審査。公共工事を発注者から直接受注しようとする建設業者に義務づけられている。経営規模、経営状況、技術力、その他審査項目（社会性等）について審査を行い、入札のランク付けに利用される。

現在、震災復興やオリンピック・パラリンピックなどの事業、そして将来の日本が目指す「超スマート社会」に向けた事業の担い手としても、建設産業の役割が重視される中で、業界内でも新しい時代に呼応したより魅力ある産業になろうという気運が高まっています。その潮流を加速するべく、今後も制度面から支援し、スピード感をもってさまざまな取り組みを展開していきます。